

令和5年12月つくば市議会定例会提出案件一覧

・報告2件	・議案28件	計30件
-------	--------	------

【報告2件】

案件名	概要	所管課
報告第33号 専決処分事項の報告 について (専決処分第22号 損害賠償額の決定及 び和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和5年10月10日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(道路管理上の瑕疵に係る事 故) 相手方が歩行していたところ、グレーチングと側溝蓋との 段差につまづき、足の指を骨折したもの 相手方に対する市の支払額 36万3,137円	建設部 道路管理課
報告第34号 専決処分事項の報告 について (専決処分第23号 損害賠償額の決定及 び和解について) 地方自治法 第180条第2項 令和5年10月19日専決処分	損害賠償額の決定及び和解(ため池管理上の瑕疵に係る事 故) 市が管理しているため池敷地内の樹木が倒れ、駐車してい た相手方の車両に当たり破損させたもの 相手方に対する市の支払額 80万9,860円	経済部 土地改良課

【議案 28 件】

案件名	概 要	所管課
<p>議案第 90 号 令和 5 年度つくば市 一般会計補正予算 (第 5 号)</p>	<p>歳入歳出予算を 13 億 7,070 万 9,000 円増額し、総額を 1,161 億 199 万 5,000 円とする。</p> <p>継続費の追加 1 件 繰越明許費の追加 5 件 繰越明許費の変更 1 件 債務負担行為の追加 143 件 地方債の変更 1 件</p> <p>【歳入内訳】</p> <p>1 財政調整基金繰入金 補正予算額 8 億 8,734 万 6,000 円</p> <p>2 医療福祉費等補助金 補正予算額 1 億 5,020 万 1,000 円</p> <p>3 保育所等運営費負担金 (国 1/2、県 1/4) 補正予算額 9,785 万 6,000 円</p> <p>【歳出内訳】</p> <p>1 法人市民税過誤納金還付金の増額 (納税課) 確定申告にかかる歳出還付により、還付金が不足する見込みであることから、不足見込分を増額する。 補正予算額 2,500 万円</p> <p>2 医療福祉費の増額 (医療年金課) 当初予算で見込んでいた 9 月末支出額を超過しており、不足が見込まれるため、補正する。 補正予算額 3 億 5,341 万 5,000 円</p> <p>3 民間保育所運営委託料及び民間教育施設運営委託料の増額 (幼児保育課) 公定価格の増額改定、各園加算の認定見込の見直し等により、当初の見込みを上回るため補正する。 補正予算額 2 億 1,172 万 5,000 円</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>4 小中学校電気料の増額 (学務課) 小中学校の電気代について、燃料費高騰による料金の値上げにより、当初の見込みを上回るため増額する。</p> <p>補正予算額 7,994万2,000円</p> <p>5 物価高騰による給食材料費の増額 (追加分) (健康教育課) 令和5年度当初予算では、物価高騰を見込んで給食材料費を確保していたが、想定を上回る高騰があったため、増額して対応する。</p> <p>補正予算額 7,210万円</p> <p>6 人事院勧告による給料表の改正に伴う人件費の増額及び人事異動等に伴う人件費の組換え (人事課)</p> <p>補正予算額 1億8,359万4,000円(一般職) 1億4,564万1,000円(会計年度任用職員) 198万円 (特別職)</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第91号 令和5年度つくば市 国民健康保険特別会 計補正予算 (第2 号)</p> <p>地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>歳入歳出予算を461万4,000円増額し、総額を192億1,812万7,000円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】</p> <p>1 一般会計繰入金 365万9,000円</p> <p>2 国民健康保険支払準備基金繰入金 95万5,000円</p> <p>【主な歳出内訳】</p> <p>1 人事院勧告による給料表の改正に伴う人件費の増額及び人事異動等に伴う人件費の組換え (国民健康保険課)</p> <p>補正予算額 461万4,000円 (会計年度任用職員)</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第 92 号 令和 5 年度つくば市 後期高齢者医療特別 会計補正予算（第 2 号）</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算を 165 万 6,000 円増額し、総額を 25 億 7,488 万円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】 1 一般会計繰入金 165 万 6,000 円</p> <p>【主な歳出内訳】 1 人事院勧告による給料表の改正に伴う人件費の増額及 び人事異動等に伴う人件費の組換え（医療年金課）</p> <p>補正予算額 125 万 5,000 円（一般職） 40 万 1,000 円（会計年度任用職員）</p>	<p>財務部 財政課</p>
<p>議案第 93 号 令和 5 年度つくば市 介護保険事業特別会 計補正予算（第 2 号）</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号</p>	<p>歳入歳出予算を 1,954 万 7,000 円増額し、総額を 151 億 122 万 7,000 円とする。</p> <p>【主な歳入内訳】 1 一般会計繰入金 622 万 7,000 円 2 介護給付費準備基金繰入金 341 万 9,000 円 3 地域支援事業交付金（国） 553 万円 4 地域支援事業交付金（県） 278 万 4,000 円 5 介護保険事業費補助金（国） 137 万 5,000 円</p> <p>【主な歳出内訳】 1 人事院勧告による給料表の改正に伴う人件費の増額及 び人事異動等に伴う人件費の組換え</p> <p>補正予算額 1,410 万 3,000 円（一般職） 269 万 4,000 円（会計年度任用職員）</p> <p>2 介護サービス事業者管理台帳システム改修委託料（高 齢福祉課） 令和 6 年 4 月 1 日からの介護報酬改定に伴い、システ ムを改修する。</p> <p>補正予算額 275 万円</p>	<p>財務部 財政課</p>

<p>議案第94号 令和5年度つくば市 水道事業会計補正予 算(第2号)</p> <p>地方公営企業法 第8条第1項及び 地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>収益的収入を21万6,000円増額し、総額を62億5,370万7,000円とする。 収益的支出を128万9,000円増額し、総額を55億416万3,000円とする。 資本的支出を5万9,000円増額し、総額を41億6,210万2,000円とする。 債務負担行為について改める。</p> <p>【補正の内容】</p> <p>1 収益的収入 ・他会計補助金 21万6,000円 児童手当支給対象者増による児童手当給付費の増加に伴い、一般会計からの補助金を増額するもの</p> <p>2 収益的支出 ・営業費用 128万9,000円 人事院勧告による職員給与費、児童手当支給対象者増による児童手当給付費を増額するもの</p> <p>3 資本的支出 ・建設改良費 5万9,000円 人事院勧告による職員給与費、児童手当支給対象者増による児童手当給付費を増額するもの</p> <p>4 債務負担行為の追加 4件 翌年度事業のうち、本年度中に契約手続の必要があるものについて債務負担行為の追加を行うもの</p> <p>(1) 5積算資料作成業務委託 (期 間) 令和6年度 (限度額) 543万4,000円</p> <p>(2) 5つくば市上下水道審議会運営支援業務委託 (期 間) 令和6年度 (限度額) 1,279万円</p> <p>(3) 5緊急車両賃貸借 (期 間) 令和6年度から令和12年度まで (限度額) 661万8,000円</p> <p>(4) 5カラー複写機賃貸借 (期 間) 令和6年度から令和10年度まで (限度額) 782万5,000円</p>	<p>上下水道局 水道総務課</p>
---	--	------------------------

<p>議案第95号 令和5年度つくば市 下水道事業会計補正 予算（第1号）</p> <p>地方公営企業法 第8条第1項及び 地方自治法 第96条第1項第2号</p>	<p>収益的収入を40万8,000円増額し、総額を109億4,410万7,000円とする。 収益的支出を1,495万7,000円増額し、総額を107億2,403万2,000円とする。 債務負担行為について改める。</p> <p>【補正の内容】</p> <p>1 収益的収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他会計補助金 40万8,000円 <p>10月の人事異動に伴い児童手当の給付対象者が増加したため、財源の一部を負担することとなっている一般会計からの繰入金を増額するもの</p> <p>2 収益的支出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 1,456万2,000円 <p>10月の人事異動（2名増）及び人事院勧告に伴う給与改定があったため、増額するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当給付費 39万5,000円 <p>児童手当の給付対象者が増えたため、増額するもの</p> <p>3 債務負担行為の追加 2件</p> <p>(1) 5ポンプ場等点検清掃業務委託 令和6年4月1日から業務を行うため (期 間) 令和5年度から令和6年度まで (限度額) 1,100万円</p> <p>(2) 5下水管布設工事 工事の発注・施行時期の平準化等のため (期 間) 令和5年度から令和6年度まで (限度額) 2億8,600万円</p>	<p>上下水道局 下水道総務 課</p>
--	--	------------------------------

<p>議案第96号 つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>人事院勧告（令和5年8月7日付け）を受け、国家公務員の給与法が改正されたことを踏まえ、国家公務員に準拠し、給料表及び期末手当、勤勉手当の支給月数等を改めるため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の月例給の改定 令和5年4月から、初任給及び全体の給料月額を引上げる（平均改定率1.1%）。 ・一般職賞与の改定 令和5年12月期から、期末手当及び勤勉手当を0.05月分ずつ（再任用職員は0.025月分ずつ）引き上げる。 ・特別職賞与の改定 令和5年12月期から、期末手当を0.10月分引き上げる。 ・会計年度任用職員の給料表の改定 令和5年4月から、給料表を増額改定する。 ・会計年度任用職員の期末手当の改正 令和5年12月期から、期末手当を0.05月分引き上げる。 	<p>総務部 人事課</p>
<p>議案第97号 つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産する予定の被保険者及び出産した被保険者の産前産後期間相当分の保険税軽減制度について規定する。 	<p>保健部 国民健康保険課</p>
<p>議案第98号 つくば市立保育所条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第1号</p>	<p>上境保育所が令和6年3月31日をもって閉所するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表から上境保育所の項を削る。 	<p>こども部 幼児保育課</p>

<p>議案第 99 号 つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・認定こども園法の項ずれを改める。</p>	<p>こども部 幼児保育課</p>
<p>議案第 100 号 つくば市印鑑条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、移動端末設備による印鑑登録証明書の交付に係る規定の追加のほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・電子証明書を搭載したスマートフォンのみで、コンビニエンスストアの多機能端末機で印鑑登録証明書の交付が受けられる。 ・コンビニエンスストアの多機能端末機を利用する際には、暗証番号の入力が必要となることを規定する。</p>	<p>市民部 市民窓口課</p>
<p>議案第 101 号 つくば市火災予防条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容] ・蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気使用設備について基準を改める。</p>	<p>消防本部 予防広報課</p>

<p>議案第 102 号 つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>消防団の定員を見直すため、条例の一部を改正するもの</p> <p>[主な改正の内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の定員を 1,200 人から 950 人に改める。 	<p>消防本部 地域消防課</p>
<p>議案第 103 号 つくば市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理について、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図る必要があるため、新たに条例を制定するもの</p> <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光又は風力をエネルギー源とし、土地に自立して設置される発電設備を対象に、適正な設置・管理に関する事項や、届出に関する事項などを規定する。 	<p>都市計画部 都市計画課</p>
<p>議案第 104 号 つくば市救急隊不搬送事案検証委員会条例について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号</p>	<p>附属機関として、救急隊の活動について検証する第三者委員会を設置するため、新たに条例を制定するもの</p> <p>[主な内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年 4 月 16 日午前 0 時 50 分に通報を受けて出動した救急隊が、傷病者を医療機関に搬送しなかった事案について検証するため、つくば市救急隊不搬送事案検証委員会を置く。 	<p>消防本部 消防総務課</p>
<p>議案第 105 号 市道路線の廃止について</p> <p>道路法第 10 条第 3 項</p>	<p>開発行為に伴い、1 路線（谷田部）の市道を廃止するもの</p> <p>路線延長 93.5m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>
<p>議案第 106 号 市道路線の変更について</p> <p>道路法第 10 条第 3 項</p>	<p>小貝川築堤工事及び開発行為に伴い、全 4 路線（上郷、谷田部、東丸山）の市道を変更するもの</p> <p>路線延長（旧）2,523.1m （新）2,438.6m</p>	<p>建設部 道路管理課</p>

<p>議案第 107 号 つくばウェルネスパークの指定管理者の指定について</p> <p>地方自治法 第244条の2第6項</p>	<p>「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき選定された、ライフテックつくばを令和6年度から5か年の期間、つくばウェルネスパークの指定管理者として指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設名称 つくばウェルネスパーク 2 指定管理者 ライフテックつくば 【代表構成員】 茨城県つくば市二の宮三丁目8番地2 シンコースポーツ茨城株式会社 代表取締役 石崎 健太 【構成員】 茨城県つくば市島名825番地 特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所 代表理事 野村 武男 【構成員】 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号 シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 健太 3 管理期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 	<p>市民部 スポーツ施設課</p>
<p>議案第 108 号 つくば市民・学校プールの指定管理者の指定について</p> <p>地方自治法 第244条の2第6項</p>	<p>「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき選定された、つくばアクアティックグループを令和6年度から3か年の期間、つくば市民・学校プールの指定管理者として指定するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設名称 つくば市民・学校プール 2 指定管理者 つくばアクアティックグループ 【代表構成員】 茨城県つくば市島名825番地 特定非営利活動法人つくばアクアライフ研究所 代表理事 野村 武男 【構成員】 東京都中野区中野二丁目14番16号 株式会社東京アスレティッククラブ 代表取締役 正村 宏人 3 管理期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで 	<p>市民部 スポーツ施設課</p>

<p>議案第 109 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>みどりの南小学校及びみどりの南中学校の開校に伴い、 理系科目の教材備品を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県つくば市谷田部 2943 番地 3 株式会社アキラ 代表取締役 栗野 哲雄</p> <p>2 金額 2,884 万 8,600 円</p>	<p>教育局 教育施設課</p>
<p>議案第 110 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>みどりの南小学校及びみどりの南中学校の開校に伴い、 音楽の教材備品を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県つくば市吾妻三丁目 12 番地 3 有限会社ミュージックプラント 代表取締役 大沼 省一</p> <p>2 金額 3,104 万 2,000 円</p>	<p>教育局 教育施設課</p>
<p>議案第 111 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>みどりの南小学校及びみどりの南中学校の開校に伴い、 児童生徒用机椅子を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県つくば市谷田部 2943 番地 3 株式会社アキラ 代表取締役 栗野 哲雄</p> <p>2 金額 1,909 万 6,000 円</p>	<p>教育局 教育施設課</p>
<p>議案第 112 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>みどりの南小学校及びみどりの南中学校の開校に伴い、 職員室関係の管理備品を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県つくば市天久保四丁目 6 番地 1 株式会社ホサカつくば営業所 所長 飯野 和男</p> <p>2 金額 3,355 万円</p>	<p>教育局 教育施設課</p>

<p>議案第 113 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>みどりの南小学校及びみどりの南中学校の開校に伴い、 普通教室関係の管理備品を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県つくば市西大橋 599 番地 1 株式会社協栄エイアンドアイ 代表取締役 土田 和彦</p> <p>2 金額 2,975 万 7,200 円</p>	<p>教育局 教育施設課</p>
<p>議案第 114 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>みどりの南小学校及びみどりの南中学校の開校に伴い、 多目的室関係の管理備品を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県つくば市西大橋 599 番地 1 株式会社協栄エイアンドアイ 代表取締役 土田 和彦</p> <p>2 金額 4,658 万 5,000 円</p>	<p>教育局 教育施設課</p>
<p>議案第 115 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>みどりの南小学校及びみどりの南中学校の開校に伴い、 図書室関係の管理備品を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県つくば市谷田部 2943 番地 3 株式会社アキラ 代表取締役 栗野 哲雄</p> <p>2 金額 4,598 万 8,800 円</p>	<p>教育局 教育施設課</p>

<p>議案第 116 号 財産の取得について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号</p>	<p>みどりの南小学校及びみどりの南中学校の開校に伴い、 体育館の管理備品を取得するもの</p> <p>1 相手方 茨城県つくば市天久保四丁目 6 番地 1 株式会社ホサカつくば営業所 所長 飯野 和男</p> <p>2 金額 2,241 万 8,000 円</p>	<p>教育局 教育施設課</p>
<p>議案第 117 号 訴えの提起について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 12 号</p>	<p>つくば市立小学校における学校給食費の不明金の請求に 関し、訴えを提起するもの</p> <p>1 訴えの相手方 土浦市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■ ■■ ■■</p> <p>2 請求の趣旨 (1) 相手方に対し、不明金となっている学校給食費859 万7,140円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め る。 (2) 相手方に対し、学校給食費の不明金の請求のため の弁護士費用85万9,714円及びこれに対する遅延損害 金の支払を求める。 (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。</p>	<p>教育局 健康教育課</p>